

# 香川県人権・同和政策協議会（第25回）会議 議事要旨

日 時：令和3年3月25日（木）13：30～15：30

場 所：県庁本館21階 特別会議室

出席者：綾田委員、荒谷委員、岡村委員、金子委員、小西委員、田淵委員、中西委員、  
野郷委員、松浦委員、松本委員、谷川委員、西原委員、工代委員

## 1 開会

＜委員19名中13名出席により、協議会開催の定足数充足＞

## 2 議事

### (1) 会長、副会長の選任について

会長に金子委員、副会長に西原委員を選任した。

### (2) 香川県次期総合計画について

事務局から計画の骨子案について説明の上、審議を行った。（説明資料参照）

○ 主な質疑応答及び意見：p 2～5 参照

### (3) 「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」の見直しについて

事務局から基本計画の見直し案について説明の上、審議を行った。（説明資料参照）

○ 主な質疑応答及び意見：p 2～5 参照

### (4) 「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」の推進状況について

事務局から計画の推進状況を報告し、平成31年度の新規事業等について説明の上、審議を行った。（説明資料参照）

○ 主な質疑応答及び意見：p 2～5 参照

### (5) 最近の人権をめぐる動向について

「部落差別のない社会の実現に向けた取組」及び「性的少数者の人権に関する取組」及び「NOコロナハラスメント」啓発キャンペーンを事務局から説明の上、審議を行った。（説明資料参照）

○ 主な質疑応答及び意見：p 5～7 参照

## 3 その他

## 4 閉会

○主な質疑応答及び意見

**議事（2） 香川県次期総合計画について**

委員：

資料1－4の新旧対照表で、1ページの最後の部分で「興味・関心・共感呼び起こす」とありますが、人権問題については興味をそそるだけではない。興味という言葉は適切でないのではないのでしょうか。関心、共感の二つでいいのではないかと、そのほうがより強いものになるのではないかと感じました。興味で関心を持ってもらうのではなくて、強い意志を持って関わってもらいたいというのが大事ではないのでしょうか。

事務局：

啓発をたくさん実施しておりますが、なかなか効果が表れていないことがあります。CMなどもやっておりますが、より県民の皆様に関心を持っていただくという意味で、「興味・関心・共感」を使ったものです。この中では共感に力を入れていると思いますので、委員の意見を踏まえて検討させていただきたいと思います。

会長：

私も、必ずしも「興味」がなくても「関心・共感」で真意は十分伝わるのではないかと思います。再度検討をお願いします。

**議事（3） 「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」の見直しについて**

会長：

私の方から1点、(資料2－2の)15ページの「ア」の第2段落で、これはたぶん修正前で「ささいなことから簡単に人が殺傷される」という文章の中に、「自殺」という言葉をいれたということだと思いますが、その結果として、「ささいなことから簡単に人が自殺に追い込まれたり」という文章になってしまっています。やはり自死される方にとっては、ささいなことと言われるのはちょっと納得できないのでは。もちろんご本人だけでなくご家族にとっても。人が死に追い込まれる理由というのは非常に重要なものであることが多いと思うので、この部分は文章を再検討していただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局：

検討して、修正したいと思います。

委員：

31ページの「(7)外国人」の「②施策の方向」の「ア」の文章の中の「異文化」という言葉、間違っていないと思うんですが、今よく使われる「多文化」という方がいいのではないのでしょうか。「多文化共生」ということもよく言われますので、国際交流を行っている立場の者としては、いろん

な、多くの方と交わるという有効な言葉であります「多文化」に修正していただく方がいいのではないかと思います。

それともう1点、「イ」の「外国人材」という言葉ですが、国もこういう言葉を使っているのでしょうか。「外国人材」という言葉がなにか冷たいように感じる。おそらくこれは下の「外国人労働人材」という言葉を略していると思うのですが、そうであれば、私は、外国人労働人材（以下、外国人材とする）というふうにするほうが適しているのでは、と思いました。

事務局：

ありがとうございます。確かにおっしゃるとおりで、この頃は「多文化共生」ということで、県においても「多文化共生推進プラン」というものも作っておりますので、そのように修正したほうがよいと思います。

事務局：

「イ」の「外国人材」という言葉ですが、国の方でも「外国人材」という言葉を使用しておりますので、このままにさせていただけたらと思います。

会長：

私の方からも1点、22ページからの高齢者のところですが、成年後見制度の促進を図っていかうというのが国の方向性であると思いますが、そのあたりについての教育・啓発、特に啓発について触れるという予定はありませんか。

事務局：

成年後見制度については、「②施策の方向」の「イ 高齢者へのあらゆる虐待の根絶」の最後のところですが、成年後見制度の普及と利用の促進を引き続き図ってまいりたいと考えております。

会長：

私の方からもう1点、26ページ「(5) 同和問題（部落差別）」の「①現状と課題」の第2段落の最後の部分で、「同和地区」とありますが、この部分は「同和地区」のまま、「同和」という言葉を使うのでしょうか。それとも被差別部落地区とか、被差別部落地域であるという言葉にするという考えはあるのでしょうか。

事務局：

実際に同和地区であるというような指摘がありますので、このような表現にしております。

会長：

私の方からばかりで恐縮ですが、用語説明の最後の方、28番目に「SNS」という新しい用語を追加したようですが、本文の方ではほとんどインターネットという言葉が使われていて、たぶんSNSという言葉が登場するのは「子ども」のところくらいだったような気がします。20ペ

ージの「子ども」のなかでSNSという言葉が入っているのですが、先ほどの新しい媒体に対応して人権啓発、人権教育も変えていかなければならないということはその通りでして、私も学生と話をしていて、SNSもインターネットの一部といえばそうなんです、やっぱりSNS上の問題が非常に大きくなってきていますので、今回そうしてくださいということではありませんが、もう少し全体的に、インターネットと書いてあるところに併記してSNSを入れていただきたい。やはり今後注視していかなければならない。人権侵害の場であると同時に啓発の手法としてSNSをうまく活用していくということも重要になってくると思いますので、頭の片隅に置いておいてもらえたらと思います。

#### **議事（４） 「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」の推進状況について**

会長：

私の方から一つ伺いたいのですが、先ほどの基本計画のところ、人権教育、啓発についてPDCAサイクルに則って進めていくとのことでしたが、今の資料の1ページ目で指標の達成状況を記載してありました。定量的な指標だけが挙げられておりますが、例えば、受講者の満足度をアンケート等をとっていると思いますが、満足度などの定性的な部分についてPDCAサイクルに乗せていくというようなお考えはありますか。

事務局：

満足度を踏まえて、それぞれの研修の実施内容の修正に役立てていきたいと考えております。

#### **議事（５） 最近の人権をめぐる動向について**

委員：

先ほど早く気づけば良かったんですが、基本計画の用語の説明の最後のページに大島青松園がありますが、その説明の最後の部分に、「現在、後遺症の治療等のため、約80名が入所している」とありますが、昨年11月1日現在の入所者数は47名となっております。刻々と入所者数は変わっておりますので、この人数の表現については考え直さなければならないと思います。

事務局：

失礼しました。修正漏れですので、修正したいと思います。ありがとうございました。

委員：

資料1-2の次期総合計画の30ページで、下から8行目に「障害者の増加」とありますが、最近障害者は増加ではなく減少傾向と私は理解しております。ただ、知的と精神は増加しており、ここで言う障害者はその2つを指しているのでしょうか。3障害を合わせた場合はおそらく減少傾向だと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：

委員もご承知のとおり、身体障害者手帳所持者数は近年減少傾向であります。ただ一方で、知的障害者の所持している療育手帳や、精神障害者の所持している精神保健福祉手帳はかなり増加しております。そういった部分を含めまして、いろんな意味での障害者が増えているということで、このように記載しております。ただ3障害の合計ですと減少傾向です。

会長：

そうなると、この記述は必ずしも適切ではないということになりますが。

事務局：

適切な内容に修正したいと思います。

会長：

私の方から細かいことを1点お聞きしたいのですが、お答えできないようであれば、お答えすべきでないような質問ならば回答を差し控えていただいてもかまいませんが、資料4の香川県人権啓発推進会議のインターネット監視班について、どのような書き込みが削除要請の対象となる差別書き込みなのかについて、何か基準のようなものがあるのでしょうか。そして、その基準というのは公表されているものなのでしょうか。

事務局：

削除基準というものを設けておりまして、その基準に則って削除をしておりますが、任意の取り組みですので、実際は対象を広めに削除要請を行っています。基準については、県と各市町で文書化して共有しております。

「 以 上 」